

琵琶湖文化館後継施設基本計画検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 休館中の琵琶湖文化館の後継施設の具体的な運営計画や整備内容等を定める「琵琶湖文化館後継施設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、「琵琶湖文化館後継施設基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の検討に関する意見・助言
- (2) その他、琵琶湖文化館後継施設の整備にあたり必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、前条に関し、学識経験等を有する者9名以内の委員で構成する。

- 2 懇話会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から文化スポーツ部長が指名する。
- 4 会長は、懇話会の会議の議長として、会務を総括する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和3年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 会議は原則として公開とする。
- 3 文化スポーツ部長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化財保護課文化財活用推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は文化スポーツ部長が定める。

付則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。